油中ポンプ設備の型式試験確認に係る業務規程

平成7年 9月18日 危保規程第 3号

改正 令和3年10月20日 危保規程第26号

改正 令和6年11月14日 危保規程第32号

最終改正 令和7年 3月24日 危保規程第16号

第1 目的

本業務は、油中ポンプ設備の安全性を図るため、油中ポンプ設備の構造、機能に関する試験確認を行い、もって油中ポンプ設備の安全性の確保に寄与するとともに、製造者等の許可申請事務及び消防機関の審査・検査事務の効率化に資することを目的とする。

第2 業務の制度と対象

本業務は、型式試験確認制度とし、液体の危険物を取り扱う油中ポンプ設備を対象として型式について試験確認を行うものとする。

第3 型式試験確認の方法

- 1 油中ポンプ設備の型式試験確認は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第13条第1項第9号の2、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第24条の2及び「油中ポンプ設備に係る規定の運用について」(平成5年9月2日消防危第67号)の基準に適合するものであることを、危険物保安技術協会(以下「協会」という。)が別に定める「油中ポンプ設備の型式試験確認実施要領」(以下「試験確認実施要領」という。)により行うものとする。
- 2 本業務に係る型式試験確認は、4、(1)に定める油中ポンプ設備の型式の区分に おいて、同一の型式区分に属する油中ポンプ設備から抜取り、試験確認を行うも のとする。ただし、同一型式の区分の中に複数の機種が含まれる場合は、構造、 機能等を異にする部分、箇所についてもそれぞれ試験確認を行うものとする。
- 3 協会の型式試験確認を受けた後、油中ポンプ設備の構造、機能等に変更が生じた場合は、4、(1)に定める型式区分によって別型式とするか、4、(2)に定める 重変更若しくは4、(3)に定める軽変更のいずれかにより取り扱うものとする。
- 4 油中ポンプ設備の型式の区分又は変更の区分は、次に示すとおりとする。
 - (1) 型式区分

油中ポンプ設備について基本形状、ポンプ及び電動機の出力が同一であるものを同一型式として区分する。

(2) 重変更

既に、協会の型式試験確認を受けている型式の油中ポンプ設備について、次に示す変更事例を重変更として区分し、変更部分に係る申請図書を提出して書類及び立会いによる協会の試験確認を受けるものとする。

(変更事例)

- ア 電動機の冷却又は内部の空気の滞留防止に係る構造を変更する場合
- イ 自動戻し弁の開閉機構に係る構造を変更する場合
- ウ 電動機の自動停止装置の検出機構に係る構造を変更する場合

(3) 軽変更

既に、協会の型式試験確認を受けている型式の油中ポンプ設備について、次に示す変更事例を軽変更として区分し、変更部分に係る申請図書を提出して書類による協会の試験確認を受けるものとする。

(変更事例)

- ア 油中ポンプと地下貯蔵タンクとの接合フランジ構造を変更する場合
- イ 外装の構造・材質を変更する場合
- ウ 電動機固定子に充填する樹脂の材質を変更する場合
- エ 電動機に接続する電線保護管・端子箱の構造及び電線被覆材の材質を変更 する場合

第4 試験確認業務に関する手続き等

1 申請

油中ポンプ設備に係る型式試験確認を受けようとする者は、様式第1に示す申請書に、次の(1)から(3)に掲げる条件を備えて協会に申請するものとする。

協会は、当該申請書が必要な条件を備えている場合は、その申請を受理する。

- (1) 型式試験確認申請書は、正副2通を提出すること。
- (2) 型式試験確認申請書には、型式を記入すること。
- (3) 型式試験確認申請書には、次表に定める書類が添付され、かつ、これらの書類は正副別に日本産業規格(以下「JIS」という。) A4の大きさのファイルにより一括編てつすること。

区 分	部数	備考
設計図		構造、主要寸法、部品名及び材質等を明
	正副2部	らかにしたもので、外形図、組立断面図
		等をいう。
仕様・構造説明書	正副2部	別紙 1
社内試験成績書	正副2部	社内で実施した検査の成績表
社外試験成績書	正副2部	公的機関等で実施した検査の成績表

2 型式試験確認の実施

協会は、申請書類の審査を行った後、第3、1に定める試験確認実施要領に示す方法によって型式試験確認を実施するものとする。

3 型式試験確認結果の通知

当該申請に基づき、協会が第3に定める型式試験確認を行った結果について

は、申請者に対し様式第2に示す油中ポンプ設備型式試験確認結果通知書により 通知する。

なお、基準に不適合の場合は、その理由を記載するものとする。

4 重変更の試験確認

既に、協会の型式試験確認を受けている型式について、構造又は機能の一部 に、第3、4、(2)に示す内容の変更をしようとする者にあっては、次の規定に従って協会の行う重変更に係る試験確認を受けることができるものとする。

- (1) 重変更に係る試験確認の実施を受けようとする者は、様式第3に示す申請書 に、第4、1の規定に準じて重変更に係る必要書類を添えて協会に申請するも のとする。
- (2) 協会は、当該変更部分及びその関連する部分について、第4、2に準じて重変更試験確認を実施する。
- (3) 協会は、第4、3に準じて様式第2に示す型式試験確認結果通知書により通知するものとする。

5 軽変更の試験確認

既に、協会の型式試験確認を受けている型式について、第3、4、(3)に示す内容の軽変更をしようとする者にあっては、次の規定に従って協会の軽変更の確認を受けることができるものとする。

- (1) 軽変更に係る試験確認を受けようとする者は、様式第4に示す申請書に、第4、1の規定に準じて軽変更に係る必要書類を添えて協会に申請するものとする。
- (2) 協会は、当該部分及びその関連する部分について、申請図書によって軽変更に係る審査を実施する。
- (3) 協会は、当該申請に基づいて審査を行った結果については、第4、3に準じて様式第2に示す型式試験確認結果通知書により通知するものとする。
- 6 型式試験確認済証(貼付ラベル)の交付

協会の行う型式試験確認を受け、「試験確認実施要領」に適合した油中ポンプ 設備と同一型式のものについて、次により別記の型式試験確認済証を交付する。

- (1) 型式試験確認証の交付を受けようとする者は、様式第5に示す申請書により、協会に申請するものとする。
- (2) 協会は、当該申請に係る油中ポンプ設備が型式試験確認を行ったものと同一型式であると認めるときは、様式第6に示す型式試験確認済証を交付するものとする。この場合において、協会は、当該申請に係る油中ポンプ設備が型式試験を行ったものと同一であるかどうかを確認するため調査を行うことができるものとする。
- (3) 型式試験確認を受けた油中ポンプ設備には、(2)に定める型式試験確認済証を貼付するものとする。

7 型式試験確認の証明書の発行

型式試験確認に係る試験確認証明書の発行については、別に定めるものとする。

第5 事故等の報告等

- 1 型式試験確認を受けた者は、型式試験確認を受けた油中ポンプ設備に係る事故等の不 具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告しなければならないものとする。また、 不具合の原因の内容に応じて、出荷した油中ポンプ設備について何らかの措置を行う必 要が生じた場合は、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。
- 2 型式試験確認を受けた者は、第4、6の型式試験確認済証及び第4、7の試験確認証 明書を他人に占有された場合(盗難等を含む。)は、直ちに理事長に通知しなければな らないものとする。

第6 立入調査等

理事長は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

第7 試験確認結果の取消し等

理事長は、試験確認を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、試験確認結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

試験確認結果の取消し等については、別に定めるものとする。

第8 申請の不受理等

1 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

- (1) 申請者が第7に定める取消し等を受け、3年を経過していない場合
- (2) 第7に定める取消し等を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- (3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
- (4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、 罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくな った日から5年を経過していない場合
- (5) その他理事長が型式試験確認を行うことが不適当であると認める場合
- 2 申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

- (1) 型式試験確認で不適合又は未実施となった場合で改めて当該型式試験確認を申請する場合に、型式試験確認で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合
- (2) その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第9 手数料等

- 1 手数料の額は、次に掲げる業務の種類に応じ、それぞれに定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。
 - (1) 第3、1に定める型式試験確認

1型式につき

500,000 円

(2) 第3、4、(2) に定める重変更の試験確認

1型式につき

400,000 円

(3) 第3、4、(3) に定める軽変更の試験確認 1型式につき 80,000円

(4) 第4、6に定める型式試験確認済証の交付

1 枚につき

850 円

- 2 旅費等の額
 - (1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円 乙地方 1日につき 9,800円

- ウ 交通費相当額
- (2) 外国で行う試験確認に係る旅費の額に相当する額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。
- (3) 外国で行う試験確認に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。
- 3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。
- 4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け 付けた後においては、返還しない。

第10 その他

理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

第 11 雑則

1 書類等の返還

協会は、型式試験確認申請、重変更申請又は軽変更申請の際に提出された書類の うち、副本1部を型式試験確認又は審査終了後に申請者に返還するものとする。

2 試験確認の立会い等

型式試験確認は、協会の職員が立会って実施するものとする。

(1) 試験場所

型式試験確認申請書によって申請された場所とする。

(2) 測定機器類

試験確認の立会いに使用する測定機器類は、申請者の負担において準備するものとする。

3 変更事例外変更の取扱い

協会は、第3、4、(2) に掲げる重変更事例又は第3、4、(3)に掲げる軽変更 事例のいずれの事例にも該当しない変更であっても、現行基準等からみて試験確 認をする必要があると協会が判断した事項が生じた場合、その旨申請者に通知す るとともに、協議のうえ重変更又は軽変更の区分を行い、第4、4又は第4、5 によって変更に係る試験確認を行うものとする。

4 その他

この規程に定めるもののほか、試験確認等の実施に必要な事項は理事長が定める。

附則

- 1 この業務規程は、平成7年9月20日から施行する。
- 附 則(平成9年3月4日危保規程第5号)
- 1 この業務規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成11年10月19日危保規程第19号)
- 1 この業務規程は、平成11年10月19日から施行する。
- 附 則(令和3年10月20日危保規程第26号)
- 1 この業務規程は、令和3年12月1日から施行する。
- 附 則(令和6年11月14日危保規程第32号)

この規程は令和6年11月14日から施行する。

附 則(令和7年3月24日危保規程第16号)

この規程は令和7年4月1日から施行する。